



# 内務省特報



### ◎内務省告示第六百二十四號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年十一月三日ヨリ千葉縣君津郡木更津町巖根村、清川村及波岡村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ木更津市ヲ置ク

昭和十七年十月二十六日

内務大臣 湯澤 三千男

### ◎内務省告示第六百三十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年十一月五日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名 區

十號 自新潟縣新潟市沼垂至同縣中蒲原郡大杉村

間 工事終了ノ期日 昭和十七年十一月五日

### ◎内務省告示第六百三十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ

爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年十一月五日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名 區

二號 自兵庫縣飾磨郡花田村至同縣姫路市東郷町

間 工事終了ノ期日 昭和十七年十一月五日

二號 自兵庫縣姫路市今宿至同縣同市下手野

同

### ◎内務省告示第六百八十三號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年十二月一日ヨリ三重縣鈴鹿郡國府村、庄野村、高津瀬村、牧田村及石薬師村並ニ河藝郡白子町、神戸町、稻生村、飯野村、河曲村、一ノ宮村、箕田村、玉垣村及若松村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ鈴鹿市ヲ置ク

昭和十七年十一月二十一日

内務大臣 湯澤 三千男

### ◎大東亞省設置に伴ふ各省の分局左の如し

内閣

恩給局、内閣印刷局、企畫院、統計局

外務省

大臣官房、政務局、通商局、條約局、調査局

内務省

大臣官房、地方局、警保局、國土局、防空局、管理局、神祇院

大藏省

大臣官房、總務局、主計局、主稅局、營繕管理局、國民貯蓄

局、資金局、理財局、外資局、銀行局、監理局、專賣局

司法省

大臣官房、民事局、刑事局、行刑局、保護局

文部省

大臣官房、總務局、專門教育局、國民教育局、教學局、科學

局、體育局、圖書局、教化局

農林省

大臣官房、總務局、農政局、山林局、水產局、蠶糸局、食品

局、馬政局、食糧管理局

商工省

大臣官房、總務局、企業局、金屬局、化學局、機械局、纖維

局、交易局、燃料局、物價局

遞信省

大臣官房、總務局、郵務局、電務局、工務局、電氣局、遞信

官吏練習所、電氣通信建設事務所、海底線工事事務所、簡易

保險局

鐵道省

大臣官房、總務局、要員局、監理局、業務局、施設局、資材局、

地方施設部、鐵道病院、鐵道技術研究所、鐵道教育所、鐵道局

厚生省

大臣官房、人口局、衛生局、生活局、勤勞局、保險局

大東亞省

大臣官房、總務局、滿洲事務局、支那事務局、南方事務局、

朝鮮總督府

官房、總務局、司政局、財務局、殖産局、農林局、法務局、

學務局、警務局

臺灣總督府

官房、總務局、文教局、財務局、國土局、殖産局、食糧局、

營林局、外事部、法務部、交通局

樺太廳

長官官房、内務部、殖産部、交通部、警務部、樺太廳支廳、

樺太廳所屬官署

北海道廳

長官官房、内政部、振興部、警察部

府縣廳

知事官房、内政部、警察部、經濟部、山梨、福井、奈良、滋賀、鳥取、高知、徳島、佐賀、宮崎、沖繩ヲ除ク)、土木部(東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、新潟、三重、愛知、静岡、長野、宮城、福島、岡山、廣島、山口、福岡ノ三府十三縣)

◎内務省分課規程中改正 (十一月一日改正)

地方局ノ部財政課ノ項ヲ左ノ如ク改ム

- 一、地方税制其ノ他地方財政ノ制度ニ關スル事項
- 一、地方税、地方債、使用料、手数料其ノ他道府縣市町村公共組合ノ財政ノ監督ニ關スル事項

一、地方分與税ニ關スル事項

一、國費地方費ノ負擔區分ニ關スル事項

一、營業税ノ分割ニ關スル事項

一、各種行政申地方費ニ關係アル事項ニ關スル事項

一、地方財政ノ援助及地方貸付金ニ關スル事項

一、罹災救助基金ノ運用ニ關スル事項

同局ノ部稅務課ノ項ヲ削ル

警保局ノ部警務課ノ項ヲ左ノ一號ヲ加フ

一、警備ニ關スル事項

同局ノ部警備課ノ項ヲ削ル

防空局ノ部企畫課ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一、防空ニ關スル企畫及調査ニ關スル事項

内務省特報

一、防空計畫ノ設定ニ關スル事項

一、防空局參與ニ關スル事項

一、防空ニ關スル設備資材ノ整備ニ關スル事項

一、他課ノ主管ニ屬セザル事項

同局ノ部業務課ヲ「指導課」ニ改メ、整備課ノ項ヲ削リ「施設課」ヲ「建築課」ニ、同課ノ項中「施設等」ヲ「施設」ニ改メ左ノ一ヲ加フ

一、建築ノ指導監督ニ關スル事項

防空局ノ部ノ次ニ管理局ノ部ヲ左ノ如ク加フ

管理局

監理課

一、法制ニ關スル事項

一、國家總動員計畫ニ關スル統轄事項

一、國土計畫ニ關スル事項

一、地方行政ニ關スル事項

一、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及樺太開發株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

一、調査ニ關スル事項

一、局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

民政課

一、神社教育及宗教ニ關スル事項

一、社會及勞務ニ關スル事項

一、警察及衛生ニ關スル事項

一、兵事及防空ニ關スル事項

一、法務ニ關スル事項

理 財 課

一、特別會計ノ豫算、決算及經理ニ關スル事項

一、特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項

一、特別會計ノ監査ニ關スル事項

一、租稅及專賣ニ關スル事項

一、金融及保險ニ關スル事項

一、交易及爲替ニ關スル事項

殖 産 課

一、農林業及畜産業ニ關スル事項

一、米穀其ノ他食糧ニ關スル事項

一、水産業ニ關スル事項

一、生活必需物資ニ關スル事項

一、物價ニ關スル事項

經 濟 課

一、物資動員ニ關スル事項

一、生産力擴充ニ關スル事項

一、商業及工業ニ關スル事項

一、鑛業ニ關スル事項

一、交通及通信ニ關スル事項

一、電力ニ關スル事項

◎内務省生れて七十年の記念日

徳川幕府が新政を奉還して八紘一宇の雄大なる國是の基礎が確立された明治元年正月十七日に内務省の前身内國事務科が設置され、續いて内國事務局、民部官、民部省と變轉して明治六年十一月十日、いまの内務省が設置され、名實共に國內の治安省として活動しはじめてから十日のけふは丁度七十年目の誕生日に當る。

内務省ではこの日を内務省設立七十年記念日とし、湯澤内務大臣、山崎次官以下各局長等は午前八時明治神宮に參拜、同九時湯澤内相は廳員一同に訓示を行ひ、午後一時三十分からは陸軍の秋山中佐及び海軍の大宅大佐を迎へて軍事講演會を大會議室で開催し、長期戦の決意を新たにすると共に大東亞戰爭完遂の誓ひを固めて陣頭指揮の實踐に邁進することとなつた。

午後六時からは現存の第四十代内務大臣一木喜徳郎氏を初め歴代内相を内相官邸に招き内務關係諸先輩の偉大なる遺徳を偲ぶこととなつた。

この七十年間七十代に互る歴代大臣及び内務省の沿革を顧みると、内務大臣に最も多く就任した者は三回で大久保利通、松方正義、山縣有朋、原敬、水野鍊太郎の五氏、專任で最も長期間内務大臣を務めた者は三たび五代目内務卿として復任、明治十一年五

月十四日兇刃に倒れるまでその重責に任じ、維新の黎明期に苦闘を續けた大久保利通公の三年六ヶ月、九代目内務卿時代から初代内務大臣と明治十六年十二月から同二十一年十二月まで勤めた山縣有朋公の五年、及び三十三代平田東助男の三年一ヶ月餘と四十三代床次竹二郎氏の三年九ヶ月餘で、最も短期間は僅か二十日餘で文部大臣に代つた十七代の河野敏謙氏、二ヶ月餘で樞密顧問官となつた十五代副島種臣伯、二ヶ月でやめた五十六代の鈴木喜三郎氏や六十七代田邊治通氏の三ヶ月である。

沿革は明治七年七月にはそれまで外務省の管轄だつた琉球藩を管下に移し、同十四年一月には警視局を警保局と改め、同年四月には農商務省が出来て驛遞、博物、山林の三局を同省に移管し、同十九年二月には内務省官制が制定されて、内務大臣は地方行政、警察、土木、社寺、出版等の事務を管理し警視總監及び地方長官を監督すると規定され、同三十一年十一月には内閣所管の臺灣事務局を廢止して臺灣總督は内務大臣の監督下に置き、同四十年五月には樺太廳長官も内務大臣の監督下に置いて日清、日露戰役後の躍進する國運を整備し、これ等は、大正六年七月内閣拓殖局が生れるまで内務大臣の監督下にあつたが、今度の大東亞省設置に伴ひ再び、去る一日から朝鮮、臺灣兩總督府及び樺太廳が内務大臣の統理下に移つたのもわが國の飛躍の歴史を示すものである。

夫れで内務省では此七十年を記念することとなり、今日内務大

## 内務省特報

臣を初め山崎次官、飯沼神祇院副總裁、各局長等午前八時明治神宮に參拜し、次で省内第一會議室に參集せる廳員二千餘名に對し湯澤内相は左の如きを訓示をされた。

### 内相訓示要旨

第一には國體觀念の徹底と敬神の念の強化に就てである。此の未曾有の重大時局に際會し克く此の時艱を克服して國運の隆昌を致さんが爲には、帝國臣民たるもの愈々國體觀念に徹し、敬神の念を強めて、盡忠報國の至誠を致すべきは申す迄もなき所であるが、殊に内務省官吏は其の職責上より致しましても直接神祇奉仕の重大なる行政を擔任致しつゝあるのである。諸君は深く其の重責を鑑みて、益々神祇崇敬の念を深むると共に克く國體觀念に徹し以て身を挺して國難に殉ずるの覺悟を固くすべきである。

第二には官紀の振肅に就てである。現下の時局に於て官紀の嚴正を期すべきは言を俟たざる所であるが、殊に内務省官吏は中央地方に在つて國民を指導誘掖すべき重大なる職任を負ふものであつて、従つて諸君の一舉手一投足は民心に影響するところ極めて大である。

諸君は此の際其の職司の特に重要なに深く思ひを致され、誠心誠意、私心を一擲して公に奉じ、特に官紀を嚴肅にして以て國民の儀表たるに恥ぢざらんことを期すると共に、一面勇往邁進、如何なる困難をも辭せず職務の遂行に當り、臣道實踐の範を示さ

れ度いのである。

第三には執務に當つての誠意と親切に就てである。惟ふに國民は陸海軍將兵の赫々たる戦果に感謝感激し、事變以來の幾多の辛苦を忍んで、凡ゆる困難をも甘受しつつ滅私奉公の誠を竭しつつあるのである。内政の第一線に立つ吾々は深く思ひを茲に致し所謂官吏の獨善に陥るが如きことなく、執務の實際に當つては常に民衆の勞苦を察し誠意と懇切とを以て事に當り、以て官民融合の實を擧ぐるに努めなければならぬ。

第四には官吏の熱意と進取努力の氣風に就てである。大戰争下に在つては官吏の態度も、平穩安易なりし昔日に比し自ら其の趣を異にせざるを得ないのである。又戦時行政實施の不可缺の要件は敏速果斷、克く機を失することなく事を處理するに在る。諸君は平素熱意を以て精進努力、自ら修養研鑽を怠らず其の識見を鍊磨し、活潑に事に當ると共に進取の氣風を以て積極的に勇往邁進し、以て非常の時に於ける官吏の本分を盡されんことを希望する。

◎臨時地方長官會議に於ける東條總理大臣、湯澤内務大臣の訓示並に東條陸軍大臣の説示

△東條官相訓示の要旨

今回特に地方長官の會同を催したのは主として行政簡素化の實施と戦時態勢の強化とについて諸官一段の奮勵を求めんとする趣旨に出でたのである。大東亞戰爭開始以來早くも約一年を経た。

この間御稜威の下、陸海軍將兵の善謀勇戦と、一億國民の協心戮力とによつて帝國は今やこの必勝の礎地を全幅的に活用し、かつ戦局の進展に應じ、愈々これが擴充強化を圖りつゝ、飽くまでも攻勢を續けて敵を撃滅せんとしてゐるのである。政府は今夏以來行政簡素化の實施、大東亞省の設置および内外地行政の一元化につき銳意力を致し、過般これ等の手續も完了して、その實施を見るに至つた次第である。すでに發表した通り、行政簡素化の實施も大東亞省の新設も、さらにまた内外地行政の一元化も、總て、國策の樹立および遂行の一切を、大東亞戰爭の目的完遂の一點に集結せんとする大方針より出でたるに外ならぬのである。惟ふに行政處理の方法については、なほ、まだ戦時に敵應せざるもの少からず、中央地方を通じ、徹底的に刷新をはかるの要があるのであるが、なかつく直接民衆に接すべき地方の第一線行政においては、事を處斷するに一層迅速なるを期し、人に接するに一層親切なるを期することなど、格段の改善を要するものがあるのである。開戦以來地方廳の事務も激増してゐることは政府も十分承知してゐるのである。しかも政府が今般敢て官廳員の減員を行ひ、戦時に適應すべき行政の簡素化を實施せんとするものは、一に戦争に勝たんがためである。諸君はよくその趣旨を體しこのうへ一層の熱意と工夫とを行政實施の上に用ひられんことを要望してやまない。この機會において私はなほ諸官に對し二、三の事項に關

して特に要望する。

### 必勝態勢を確保せよ

今や帝國は廣大なる地域海域にわたり、いよ／＼大兵を擁して曠古の大作戦を續けなければならぬのである。随つて軍需資材の要求は莫大な數量に上り、これが基底を成すべき國防生産力は畫期的擴充を必要とするにいたつたのである。一方緒戦に大敗を喫したる敵國は、その資源とその生産力とを恃んで漸く反撃態勢の整備に狂奔するにいたつた。これに對し帝國は、わが戰略的優位を活用し三千年來傳統の攻撃精神を發揮し、飽くまで敵を索めてこれを撃滅する方針を堅持してゐるのである。もとよりこれがために如何なる情勢に際會するも磐石不動の必勝の態勢を確保し、かつ絶えずこれを強化するとともに、常に敵に對して我が自主的方策を執り得るやう戦力を擴充せねばならぬのである。

しかしこれが實現を期するためには、この際生産擴充に従事する指導者および従業員の深刻なる時局認識について不十分なる點なきや、國內産業經濟體制において、相互の間に連絡を缺くが如きことなきや、さらにまた各種施策の未だ徹底せざるにより、國民の發奮たる氣分を抑壓し、ために能率の低下を來せることなきや等につき、各方面において更に反省して改むべきものあらば直にこれを改め、實行すべきは直にこれを實行せねばならぬのである。

戰爭遂行のためには個々の面目に執着するが如き平時的の考へ

### 内務省特報

方はこれを一擧し、是なりと信じたる方向に即時邁進すべきである。今や國內における各般の機構および運営は超非常時的事態に即應し、生産力の急速増強に重點的に結集せらるゝを要するのであり、しかもその斷行はすでに一日を争ふ事態に到達してゐるのである。これがための根本塞源の施策については政府においても十分考究のうへ實施すべきは勿論であるが、地方官民の努力の餘地また尠しとしないのである。こゝに私は諸官が更に率先陣頭に挺身することを望む。

### 交通運輸の維持増強

戰爭遂行力増強の成否は一に交通力特に海上輸送力の如何に懸つてゐる。申す迄もなく、戰爭遂行上必要なる物的國力の維持増強のためには、極力現有輸送力の能率向上により船腹の不足を補はねばならぬのであり、これがためには海陸運輸の増強に關して抜本的對策の強行と徹底的重點輸送の實施とを特に必要とするのである。

### 食糧對策は依然緊要

本年度の稻作は幸にして豊作であつたが、明年度における大東亞全體の需給を考へるときは決して樂觀を許さざるものがあり、なほ大いに努力を要するのである。随つて食糧増産およびその供出督勵と食糧節約の對策とは依然緊要である。

### 民需は更に徹底節約

南方建設は現地軍政の活潑なる活動によつて目覺しき進展を遂げつゝあるのである。なかつぐく液體燃料の開発取得は豫定以上急速なる進展を見つゝあるのである。しかしながら輸送等の關係よりして、國內民需液體燃料の需給状態は當分の間さらに窮屈さを加ふべきことを免れ得ない。随つて廣汎なる南方地域の占領により直ちに國內の物資不足を緩和し得べしとなさば、これ素より大なる誤であり、なほ當分の間は物資不足を覺悟しなければならぬ。かつ軍需優先充足の見地より一般民需はさらに徹底的節約を必要とするのであつて、全國民が必勝の固き意志をもつて如何なる不自由をも堪へ忍ぶとともにあらゆる工夫を凝して國內産業の振興に當り、またその生活を簡素にするの要があるのである。これと同時にいよく國民貯蓄の増強を圖り、もつて戦力培養に資せねばならぬ。

こゝにおいて諸官は愈々國民精神の昂揚を圖ると共に、一方又潤澤ならざる日常生活物資につき最大限度の圓滑配給と合理的活用とに大いに力を致さるゝと共に、國民貯蓄の奨励に一層の努力を加へられねばならぬ。

最後に、特に一言し度きは官紀の肅正と機密保持についてである。近來官吏の中に私慾に迷ひ、操守を忘れて官紀を紊し、ために法網に觸るゝ者をも見ることは、私の最も悲しむ所であり、大いに戒めなければならぬ。また戦争遂行に當つて、特に機密保

持の緊要なることこれまた言を俟たぬ所であつて、戦争の進展にともなひ、いよく言動について自重する所が無ければならぬのである。現在帝國は正に國家の隆替を賭して大戦争を遂行してゐるのである。苟も官吏たる者は、この時機にありて自らその使命の如何なるものなるかを思ひ、一身を君國に捧げて誤無きを期せねばならぬのである。

今や我々の直面してゐる時局は論議を必要とする時代に非ずして、一にも二にも實行をもつて總てを處理して參るべき時機なのである。重ねて申すが、今や日本は必勝の基礎の上に立ち前途に輝かしき光明を抱いて堂々と戦つて居るのである。しかしてこの基礎の上に眞に有終の美果を收むることは我々一億國民の大使命なのである。諸官の奮起を要望してやまないものである。

#### △湯澤内相訓示の要旨

政府は大東亞戦争の新段階に即應する國內態勢整備の重要な一翼として、今回行政簡素化を實施することとなつたのである。しかし廳府縣に關しては部制の再編制等時局に即應する行政機構の一大改變を行ふと共に、待遇職員制および廳府縣臨時職員制等の全面的改正を斷行し、もつて地方廳事務運営の圓滑と能率化とを期し、併せて官吏の待遇改善に資したのである。各位は趣旨の存する所に鑑み、苟くも行政處理の遅延滯滞を來すが如きことからしむるは勿論、自ら陣頭に立つて率先躬行、積極的に精進努



力、地方行政の活潑強力なる運営に遺憾なきを期せられ度い。

また市町村の行政簡素化實施に當つては、苟も事務能率が低下し、或は國民の不便を來す如きことなきやう周密なる指導を加へられ度い。

今や大東亞地域日に擴大し國家總力を最も有效適切に用ふるに當り、國政の運営を内地と外地と大東亞地域との三段階に分つことは、今日の内外地行政の實情よりして適當にあらず。内外地の行政は極力これを一元化し、内地同胞と外地同胞とは、皇道の精神に基き渾然一體となり、大東亞建設の中核として曠古の大業に貢獻せんとするものである。しかしてこれが事務を管掌せしむるため内務省に新たに管理局を設置したのである。政府の意の存する所を體しいよく、政府の施策に協力すると共に地方行政の運営に就き十分の留意を拂はれたい。

最近の國內情勢を通觀するに、國民は漸次戰勝に押れ、現下緊急の要務たる生産面における國家總力の發揮に關しても、遺憾の點なきにしも非ざる狀況である。國內態勢強化の緊要なるに鑑み地方長官各位の負荷する責任は重且大を加へつゝある。しかして生産増強に關する國內態勢の強化を圖るが爲には先づ民心をして倦ましむる事なく、常に明朗瀟灑の氣風を堅持せしめ、生産力増強に渾身の力を致さしむる事が極めて重要であり、これが爲には常に民衆の勞苦を察し、物心兩面において親切と温情とを以て指

導することが最も必要である。また生産力増強を阻害する各種の專案に就きましては、斷乎たる態度を以てこれが取締を徹底し萬難を排して銳意國策に遺憾なきを期されたい。

國民の一部は去る四月十八日米機の本土空襲以來再び敵機の攻撃を蒙らざると、開戦以來の皇軍の赫々たる戰果とのために空襲の危險渺なきものと速斷し、問題を安易に考ふる向があるが、米英は日夜我が本土の空襲を企圖しこれが準備と訓練とに全力を傾注して居るのである。國民の防空に對する心構へを鞏固にし、防空諸機關の訓練と防空施設の整備充實とを圖り、以て必勝の防空態勢の確立に格段の努力を致されたい。行政の處理に當つては常に國民の立場に察して、懇切もつて事に當り、國民をして官の措置と所遇とに對し苟も不平不滿なからしめたい。事の實行に當りては細心周到克く事理に徹し苟も輕薄安易なる執務に墮せざるやう留意するの要がある。

#### △東條陸相説示の要旨

東條陸軍大臣は帝國陸軍は大東亞戰爭の遂行を第一義とし、あらゆる情勢の變轉に對處すべき必勝軍備の完成に向ひ邁進しつゝある。こゝに戰爭指導の觀點より、生産擴充に關する所懐の一端を申し上げ各位の御努力を煩はしめたいと前提して、現時期即ち緒戰の重要性を述べ、軍需生産の急務、必勝の信念の把持、防空必勝の態勢を説き、終りに翻つて我國防空の現状を見るに、不備、缺陷少

からず特に戦時生産の維持運営、空襲下における國民生活の確保等の對策において十分ならざるものがある。これが重點に徹底し、急速にこれが整備、改善に着手せられたい。従來防空に關しては聲のみ徒に高く、實これに伴はざる憾があつたが、各位におかれては、防空の重大性に稽へこれを下僚任せとせず、率先現場指導に努め、以て速に防空必勝の態勢を確立せられんことを切望する。

これを要するに現在各各方面において夫々活潑なる作戰を敢行しつゝ、しかも將來行はるべき本格的決戦の準備をなすべき極めて重要な時期である。今や全國民の一人々々が戦場にありといふ氣魄を以て凡ゆる障礙を克服し、現下最大の要請たる生産擴充に向ひ邁進し國家戦力の躍進を期すべき秋である。しかしてこれが實現のためには各位の陣頭指揮に俟つ所多く今後一層の御盡力が切望する次第である。と結んだ。

△東條内閣總理大臣最後演説の要旨

昨年十一月二十六日米國の暴戻不遜なる回答に接し、いよ／＼最後の決意を固めざるを得ない状態にたちいたつた時、政府と統帥府は緊密なる連絡の下に戦争遂行に關する各般の施策を練つたが、輔弼の重責にある自分としては思ひを深く國內指導の根本方針にいたし、大いに苦慮したのであるが、國運を賭して戦ふ戦争下において指導して行く根本方針としては總てを戦争遂行へ、すなはち政治、經濟、文化、思想の諸活動を戦争完遂へ歸一せしむ

べきは當然であるが、その方途に關しては二つの方法が考へられる。一つは全面的に強權を發動する方法、他の一つは國民の自覺と忠誠心に期待する方法である。私は日本の國體、歴史ならびに日本國の世界に冠絶したる忠誠心に期待して、全面的に強權を發動する方法を避けて、爾來一箇年國政を運用して來たのである。戦争を勝ち抜くためには萬全の方策を講ずべきであり、いやくも戦争に支障を來したり勝利に妨害となるが如き事は一切許されざるは言を俟たないのである。私は現在においても開戦當初の國民の忠誠心に期待して國政を運用する方法を續けて行く決意を有してゐるのであるが、それには國民の積極的協力、戮力を期してやまざるものであり、同時に地方長官各位の一段の陣頭指揮を切望する次第である。世界は今大きな速度で轉換してゐる。日本もまた、これに歩調を合せて轉換して行かねば戦争の完遂は出來ない。今日の一年は平時の二十年、三十年にも相當する。このことは國務の運用についても同様であり、従來とり來つた惰性的方法では絶対いけない。活潑で適切な國務の運用を展開する必要がある。それには行政が國務を支配するやり方では駄目であつて、すべからく國務が行政を動かすやり方でなければならぬ。行政の運用は國務運営の方針に従つてなされることを切望する。法規の適用についても杓子定規的に考へず、法規の目的とするところを考へ、時態の要請に思ひを致し適切な法規の運用を期せられたい。